

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第197号）

1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第250号）

法定外税「核燃料税」の更新に関して、石川県が平成24年7月4日に総務省と打ち合わせをした際の会議録、メモ書き、復命書等の文書一式

2 本件公開請求に対する処分の内容

公文書不存在

3 担当課（所）

総務部税務課

4 審査請求等の経緯

ア H28. 4. 25 公開請求 エ H28. 6. 20 諒問

イ H28. 5. 17 公文書不存在決定 オ H29. 7. 11 答申

ウ H28. 5. 24 審査請求

5 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、会議録及び復命書は作成されていないと述べ、また、同日は担当職員が随行しておらず、担当職員のメモ書きはなく、電磁的記録も存在していないと述べている。</p> <p>審査請求書に添付して提出された総務省の「石川県「核燃料税」についての打合せの概要」の写し「来庁者」欄には、総務部長1名のみ記載されており、担当職員の随行はなかったとする実施機関の説明と符合している。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対応する公文書は作成されておらず、保管していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

6 審査経緯 審査回数 4回

諮詢案件第250号

(別 紙)
答申第197号

答 申 書

平成29年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年4月26日に、法定外税「核燃料税」の更新について、石川県が平成24年7月4日に総務省と打ち合わせした際の会議録、メモ書き、復命書等の文書一式の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

以下、特にことわりなく、会議録、メモ書き、電磁的記録及び復命書と記載する場合は、いずれも、上記打合せの際のものをいう。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成28年5月10日に、公開期限を同月17日まで延長することを決定し、平成28年5月17日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。
(保有していない理由)

会議録は作成しておらず、復命書は口頭復命により不作成であるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年5月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諒問

実施機関は、平成28年6月20日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諒問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の特定及び公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）公文書が存在しないことは、常識では考えられない。仮に、会議録や復命書が存在しないのであれば、担当職員のメモ書きや電磁的記録など、打合せの内容の手がかりとな

諮詢案件第250号

るあらゆる記録を公開すべきである。

- (2) 核燃料税などの法定外普通税の新設・変更にあたっては、総務大臣の同意を得る必要があり、そのため、事前協議となる総務省との打合せは極めて重要な場といえ、総務省から一定程度の理解が得られなければ核燃料税更新の目途が立たない。それにも関わらず、復命書や会議録等を作成していないのは不自然である。

打合せにおいて、総務部長は、「2月の定例議会から県議に対して、更新のための布石を打ってきたこともあり、…目立った抵抗はなかった」と発言している。これだけ周到な準備を進めていたにも関わらず、会議録等やメモ書き等が存在しないことは、常識的に考えられない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成24年7月4日の総務省との打合せは、総務部長が核燃料税新設協議書を持参し、新設の理由等について説明を行ったもので、復命書は作成されていない。
- 2 当日は担当職員が随行していなかったことから、担当職員によるメモ書きや電磁的記録についても、存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成24年7月4日に行われた総務省と石川県の核燃料税に関する打合せに係る会議録、メモ書き、電磁的記録及び復命書の公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

審査請求人は、第3で述べたとおり、復命書や会議録等を作成していないのは不自然であると主張し、仮に復命書や会議録等が存在しないのであれば、担当職員のメモ書きや電磁的記録など、打合せの内容の手がかりとなるあらゆる記録を公開すべきであると主張している。

実施機関は、会議録及び復命書は作成されていないと述べ、また、同日は担当職員が随行しておらず、担当職員のメモ書きはなく、電磁的記録も存在しないと述べている。

審査請求書に添付して提出された総務省の「石川県「核燃料税」についての打合せの概要」の写しの「来庁者」欄には、総務部長1名のみ記載されており、担当職員の随行はな

諮詢案件第250号

かったとする実施機関の説明と符合している。

このようなことから、本件公開請求に対応する公文書は作成しておらず、保管していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 6 月 20 日	○ 諒問を受けた。(諒問案件第250号)
平成 28 年 7 月 30 日	○ 実施機関(総務部税務課)から弁明書(写し)を收受した。
平成 28 年 11 月 11 日 (第 278 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 29 年 1 月 27 日 (第 280 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 29 年 3 月 6 日 (第 281 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 29 年 5 月 30 日 (第 282 回審査会)	○ 事案の審議を行った。